

神田川景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	区画は、オープンスペースや緑地が神田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。 記載欄
	神田川への歩行者の動線を確保する。 記載欄
	区画は、建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--